第十条第一項第二号中「製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（」を「第四類危険物の五対象施設のうち」に、「を除く。）」を「以外のもの」に、「左」を「次」に、「法」を「消防法」に改め、「指定数量をいう。）の下に」以下同じ。」を加え、同項第三号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第一号若しくは第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉」に、「同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設」を「同条第十項に規定する再処理を行う設備若しくは附属施設」に改め、同条第三項中「備えたものは、」の下に「消防本部又は」を加え、同条を第八条とする。

第十一条の見出しを「（大型化学消防車等）」に改め、同条第一項中「政令」を「石災法施行令」に改め、「第八十四号」の下に「。以下「石災法」という。」を加え、同条第二項中「政令」を「石災法施行令」に改め、同項第一号中「石油コンビナート等災害防止法」を「石災法」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の場合において、大型化学高所放水車を一台配置したときは、大型化学消防車及び大型高所放水車をそれぞれ一台配置したものとみなす。

第十一条に次の一項を加える。

4　前三項の規定による大型化学消防車、大型高所放水車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

第十一条を第九条とする。

第十二条中「第四条第三項若しくは第四項又は第五条第三項若しくは第四項」を「第五条第一項から第三項まで又は第五項」に改め、同条を第十条とする。

第十三条中「政令」を「石災法施行令」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第一項中「地域における諸事情」を「地域特性」に、同項第二号中「重要港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾）」を「当該重要港湾等（当該港湾」に改め、同条第二項中「消防艇は、」の下に「消防本部又は」を加え、同条を第十二条とする。

第十五条第一項中「市町村に」を「消防本部又は署所に」に、「十五万」を「十万」に、「三万」を「二万」に、「六万」を「五万」に、「及び一世帯当たりの人口」を「、高齢化の状況」に改め、同条第二項中「救急自動車は、」の下に「消防本部又は」を加え、同条を第十三条とする。

第十六条第一項中「及び消防署を置く市町村には」を「又は署所に」に、「省令」を「救助省令」に、同条第二項中「省令」を「救助省令」に、「第十九条に規定する救助工作車以外の消防用自動車等」を「消防用自動車等（第十七条第三項に規定する消防用自動車等をいう。次項において同じ。）のうち救助工作車以外のもの」に、同条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、「救助工作車」の下に「及び前項の規定により救助工作車に代えて充てる消防用自動車等」を加え、同条を第十四条とする。

第十七条第一項中「地域における諸事情」を「地域特性」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条第一項中「消防ポンプ自動車、第九条から第十一条まで及び前四条の規定によるはしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、消防艇、救急自動車、救助工作車及び指揮車（以下「消防ポンプ自動車等」という。）」を「第五条、第七条から第九条まで及び前四条の規定による消防のための出動に使用する自動車等」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条の見出しを「（非常用消防用自動車等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五条の規定による消防ポンプ自動車（以下「稼働中の消防ポンプ自動車」という。）に加え、水火災等の発生時に始業の時刻から終業の時刻の間にある警防要員以外の者を動員して対処する必要のある場合（以下「非常時の場合」という。）又は稼働中の消防ポンプ自動車が故障した場合等に使用するため、人口三十万以下の市町村にあっては稼働中の消防ポンプ自動車八台ごとに一台を基準とし、人口三十万を超える市町村にあっては稼働中の消防ポンプ自動車四台ごとに一台を基準として、地域の実情に応じて予備の消防ポンプ自動車（以下「非常用消防ポンプ自動車」という。）を配置するものとする。

第十九条第二項中「第十五条第一項」を「第十三条」に、「のほか」を「（以下「稼働中の救急自動車」という。）に加え」に、「おける」を「使用する十万を超える市町村にあっては稼働中の救急自動車四台ごとに一台を基準として、地域の実情に応じて予備の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　非常時の場合又は消防用自動車等（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、救急自動車、救助工作車、指揮車、消防艇及び特殊車等をいう。以下同じ。）のうち消防ポンプ自動車及び救急自動車以外のものが故障した場合等に使用するため、地域の実情に応じて予備の消防用自動車等を配置するものとする。

第十九条に次の一項を加える。

4　第一項の規定による非常用消防ポンプ自動車、第二項の規定による非常時の場合等に使用するための消防用自動車等（以下「非常用消防用自動車等」という。）は、消防本部又は署所が管理するものとする。

第十九条を第十七条とする。

第二十条第一項中「及び消防署を置く市町村には」を「又は署所に」に、同条第二項中「により、市町村が配置する」を「による」に改め、同条を第十八条とし、第二十一条から第二十三条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十四条中「消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車の間の連絡並びに消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車」を「消防用自動車等の間の連絡及び消防用自動車等」に改め、並びに消防ポンプ自動車等、特殊車等、非常用消防自動車等及び非常用救急自動車」を「及び消防用自動車等」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十五条第一項中「地震災害時」を「地震災害及び風水害時等」に、「有するよう」を「有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう」に改め、同条に次の一項を加える。

3　消防本部は、大規模な地震災害及び風水害時等において、消防本部又は署所の庁舎が被災により災害応急対策の拠点としての機能を維持することが困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画をあらかじめ策定するものとする。

第二十五条を第二十三条とし、第二十六条を第二十四条とし、第三章中第二十七条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「知識、技術及び経験を経る」を「経験を経て、それらの知識及び技術を有する」に改め、同項第四号中「救助技術」を「救助方法」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条の見出しを「（消防隊の隊員）」に改め、同条第三項中「、屈折はしご自動車」を削り、「それぞれ」を「はしご自動車」に改め、同条第五項中「以外のもの（」の下に「救急自動車、」を加え、「及び救助工作車」を「、救助工作車及び指揮車」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「、消防司令補又は消防士長」を「消防士長以上の階級にある者」に、「消防団にあっては、部長又は班長」を「消防団にあっては班長以上の階級にある者」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「消防司令補又は消防士長」を「消防士長以上の階級にある者」に改め、同項を同条第七項とし、同条を第二十七条とする。

第三十条第四項中「第二項」を「第三項」に、「救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条に基づき救急救命士の免許を受けている者」を「救急救命士」に改め、同項を第五項とし、同条第三項中「消防司令補又は消防士長」を「消防士長以上の階級にある者」に改め、同項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて前項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保するものとする。

第三十一条第二項中「消防司令補又は消防士長」を「消防士長以上の階級にある者とする」に改め、同条第三項中「前二項の規定による救助隊の隊員に加えて、消防本部若しくは署所又は」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条第二項中「消防司令長又は消防司令」を「消防司令以上の階級にある者」に改め、同条を第三十条とする。

第三十三条第二項を次のように改める。

2　消防本部に配置する通信員の総数は、人口三十万以下の市町村にあってはおおむね人口十万ごとに五人を基準とし、人口三十万を超える市町村にあっては十五人に人口三十万を超える人口についておおむね人口十万ごとに三人を加えた人数を基準として、通信指令体制、通信施設の機能及び緊急通報の受信件数等を勘案した数とする。